

**[下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る特記仕様書に関する説明文書記載例]**

実施方針中「8 下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る要請」で定める特記仕様書又は通知文書に明記するものとしている下請を行う場合の市内企業の優先選定等に係る要請について、その趣旨を明らかにするため、説明文書を受注事業者に交付するものとする。

**1 建設工事の請負契約の特記仕様書等に係る説明文書記載例**

- 1 特記仕様書で定める下請を行う場合の市内企業の優先選定の規定の趣旨は、徳島市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が徳島市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。
- 2 特記仕様書で定める下請を行う場合の市内企業の優先選定の規定における市外企業と下請契約を締結する場合の理由書提出の規定の趣旨は、徳島市の調査を目的としていることから、徳島市が受注者に対して、理由書に記載された内容について説明を要求し、又は理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではありません。
- 3 特記仕様書で定める地元建設資材の優先使用等の規定の趣旨は、徳島市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が徳島市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

**2 委託契約の特記仕様書等に係る説明文書記載例**

- 1 特記仕様書で定める再委託を行う場合の市内企業の優先選定の規定の趣旨は、徳島市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が徳島市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。
- 2 特記仕様書で定める再委託を行う場合の市内企業の優先選定の規定における市外企業と再委託契約を締結する場合の理由書提出の規定の趣旨は、徳島市の調査を目的としていることから、徳島市が受注者に対して、理由書に記載された内容について説明を要求し、又は理由書に記載された内容に基づいて不利益を課すものではありません。